

「2030 デジタル・ライブラリー」推進に関する検討会の設置について

令和5年4月4日
文部科学省研究振興局1 設置の目的

令和5年1月に「オープンサイエンス時代における今後の大学図書館の在り方検討部会」で取りまとめられた「審議のまとめ」において、大学図書館は、2030年度を目途に「デジタル・ライブラリー」を実現するものと位置付けている。「『2030 デジタル・ライブラリー』推進に関する検討会」は、「審議のまとめ」に掲げられた構想を具体化するとともに、学術情報流通を推進する際の課題等を整理、検討する場として設置する。

2 検討内容

- ・「審議のまとめ」における課題の整理、具体的な取組の検討
- ・上記を実施する際に必要な調査・分析
- ・その他、学術情報流通に関すること

3 構成等

- ・本検討会は、研究振興局長の私的諮問会議として設置する。
- ・本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- ・検討会に主査を置き、文部科学省研究振興局長が指名する。
- ・検討会の定足数は、検討会を構成する委員数の過半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。
- ・検討会で議論された内容は、必要に応じ、科学技術・学術審議会に共有、報告する。
- ・運営に係る事項は、本検討会において定める。

4 設置期間

検討会の設置が決定された日から2030（令和12）年度までとする。ただし、審議の状況に応じ、この限りではない。

5 その他

本検討会の庶務は、文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付学術基盤整備室において処理する。